

00804

# 鳥取縣公報

告 示

昭和二十四年二月八日 火曜日  
第千九百八十三号

本報ノ大キサハ國定規格A5刊

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## ○鳥取縣告示第六十二号

勞働委員會の委期は勞働組合施行令第三十九條により一年である。従つて鳥取縣地方勞働委員會の現委員は昭和二十三年三月一日附で委嘱されているから昭和二十四年二月末日を以てその任期が満了するのでこの度改選されることになつた。改選については昭和二十三年十二月二十八日政令第三百八十四号に基き勞働組合法施行令第三十七條が改正され、次のような要領によつて使用者を代表する者は使用者團體の推薦により、労働者を代表する者は労働組合の推薦によつて、夫々鳥取縣知事が委嘱することになつているから、推薦資格のある使用者團體並びに労働組合は期日までに推薦を行われたい。

昭和二十四年二月八日

- 一、推薦の対象  
鳥取縣地方労働委員會の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員の候補者。  
被推薦資格については従来と同様別段の制限はない。但し委員に委嘱されるについては國家公務員法、国会法等の發職禁止の制限を受ける。
- 二、推薦資格を有するもの
  - (イ) 使用者を代表する委員の候補者については鳥取縣内に限る組織を有し、主として労働問題に關する事務をその業務とするか又は業務の重要な部分として労働問題を取扱う使用者團體
  - (ロ) 労働者を代表する委員の候補者については鳥取縣内に限る組織を有し、届出があつて適格と認められた労働組合

00802

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル) 火金 曜日發行(時ハ翌日)

昭和二十四年二月八日 第千九百八十三號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00805

三、推薦期間

使用者代表については、昭和二十四年二月八日から二月十九日まで  
労働者代表については、昭和二十四年二月五日から二月十九日まで

四、推薦の要領及び推薦書の提出先

(イ) 推薦の要領は左の様式による。  
(ロ) 推薦書は所定期日の午後五時までに鳥取縣労働政課に提出すること。

(様式)

年 月 日

使用者団体名 ⑩  
労働組合名 ⑪

鳥取縣知事西尾愛治殿  
労働組合法施行令第三十七條の規定に基き鳥取縣地方労働委員会の使用者労働者を代表する委員の候補者として左の者を推薦します。

氏名	年令	(使用者)所属会 (労働者)所属労働組合及び地位	地 所 属 職 位 及 び 地 位	略 歴	備 考
----	----	-----------------------------	-------------------------	-----	-----

<p>◇鳥取縣告示第六十三号 助産婦名簿に次の者を登録した。 昭和二十四年二月八日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治</p> <p>本籍地 東伯郡赤碕町大字赤碕一、八六三番地 現住所及び開業地 同八橋町大字八橋 昭和廿四年一月廿八日第一、三三二号 泉 富 喜 子</p> <p>大正八年十二月二十日生 本籍地 鳥取市立川町二丁目一七番地ノ二 現住所 鳥取市馬場町二六番地 昭和廿四年一月廿八日第一、三三三号 岩 田 壽 子</p> <p>大正十三年三月十七日生 本籍地 鳥取市立川町二丁目一七番地ノ二</p>					
---	--	--	--	--	--

00806

現住所 鳥取市馬場町二六番地

昭和廿四年一月廿八日第一、三三四号

岩 田 正 子

大正四年二月十四日生

本籍地 靜岡縣賀茂郡岩科村岩科南側三三八番地

現住所及び開業地 氣高郡中郷村大字露谷五八番地

昭和廿四年一月廿八日第一、三三五号

田 中 か ぶ ゑ

大正四年二月二十三日生

◇鳥取縣告示第七十四号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十四年二月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡上北條村大字二二一番地ノ一

前住所及び開業地 同倉吉町大字瀬崎町二七三八番地ノ一

現住所及び開業地 同明治町一、〇二七番地ノ三

昭和廿三年四月一日住所及び開業地変更により昭

和廿四年一月十日助産婦名簿訂正方願出たので同  
年一月廿八日訂正

岸 田 文 子

明治三十三年九月四日生

本籍地 岩美郡本庄村大字高山五七七番地

前住所及び開業地 鳥取市鏡片原町二番地

現住所及び開業地 岩美郡本庄村大字本庄五六一番地

昭和廿四年一月十九日住所及び開業地変更により

同年同月同日助産婦名簿訂正方願出たので同年同

月廿八日訂正

向 山 カ 木

明治三十五年五月十五日生

◇鳥取縣告示第六十五号

助産婦名簿から次の者を取り消した。

昭和二十四年二月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 岡山縣後月郡共和村大字下鴨一〇八番地

住所及び開業地 日野郡根雨町大字根雨七三〇番地  
 昭和廿三年十一月一日岡山縣へ轉出し同年十二月廿日取消願出たので昭和廿四年一月廿八日取消した。  
 梅 谷 澄 子  
 大正十二年六月一日生

◇鳥取縣告示第六十六号  
 裝飾師法第一條第三号により次の者に裝飾師免許証を交付した。  
 昭和二十四年二月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 登録番号 登録年月日 本籍 氏名  
 第三八号 昭和廿四年二月三日 鳥取縣 和田 義考

◇鳥取縣告示第六十七号  
 鳥取縣家畜衛生保健所を次の様に設置し、昭和二十四年二月一日からこれを開所する。  
 昭和二十四年二月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 名 称 所 在 地  
 鳥取縣船岡家畜衛生保健所 鳥取縣八頭郡船岡村大字船岡 三八五ノ一  
 同倉吉同 同東伯郡倉吉町大字東町四四一  
 同根雨同 同日野郡根雨町大字根雨三八二ノ二

◇鳥取縣告示第六十八号  
 食糧管理法施行規則第三條の規定による昭和二十四年産米麦等の売渡期限を次のように定める。  
 昭和二十四年二月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 麦 類 昭和廿四年九月十日  
 馬鈴薯 同 八月末日  
 米 昭和廿五年二月末日  
 生甘藷 昭和廿四年十二月末日  
 切干甘藷 昭和廿五年三月末日

◇鳥取縣告示第六十九号

食糧確保臨時措置法第八條第三項の規定による昭和二十四年産米麦等の供出数量變更の請求時期を次のように定める。  
 昭和二十四年二月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 麦類、馬鈴薯 昭和廿四年五月廿六日から同年六月十日日まで  
 米、甘藷 昭和廿四年九月十六日から同年九月末日まで

◇鳥取縣告示第七十号  
 財團法人所子診療所の設立を許可した。  
 昭和二十四年二月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 名 称 財團法人所子診療所  
 設立者 西伯郡所子村大字中島三七七 門 脇 章 太郎  
 設立許可年月日 昭和廿四年二月一日

◇鳥取縣告示第七十一号  
 國民健康保險を行う次の村に対し國民健康保險法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。  
 昭和二十四年二月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 一、國民健康保險を行う村 二、條例制定の認可年月日  
 岩美郡小田村 昭和廿四年一月廿二日  
 東伯郡東郷村松崎村組合村 同

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第八号  
 地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する規定による選舉権を有するもの、總数の五十分の一の數又は三分の一の數は次のとおりである。  
 昭和二十四年二月八日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸  
 鳥取縣において 五十分の一の數 六、五二一  
 選舉権を有する 三分の一の數 一〇八、六七二

### 教育委員會規則

#### 鳥取縣教育委員會規則第六号

鳥取縣教育委員會は教育公務員特例第十三條、第十六條の定めるところにより、鳥取縣教育委員會教育公務員採用志願者名簿設置規則を次のよう定める。

昭和二十四年二月八日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣教育委員會教育公務員採用志願者名簿設置規則  
第一條 教育公務員法第十三條及び第十六條の規定に定めるところにより、鳥取縣教育委員會に教育公務員採用志願者名簿（以下名簿という）を設ける。

第二條 名簿はその志願する学校の種類と職種又は職務に区分し夫々別冊とする。

第三條 教育公務員（教育公務員特例法第二條に規定する職員をいう。以下同じ）を志願する者は別紙第一号様式にある志願書に左の書類を添付し鳥取縣教育委員會に提出しなければならない。

一、履歴書

二、免許状又は免許状の資格が認定できる書類  
三、最終学校卒業証書寫、或は卒業証明書  
四、縣教育委員會の指定した医師の健康診断書

第四條 鳥取縣教育委員會は校長、教員、教育長又は専門的教職員の免許状を有する者で前條の規定により採用を願ひ出た者について免許状又は職種及び学校種類に区分し、別紙第二号様式による名簿に登録するものとする。

第五條 名簿は教育公務員の選考権者、任命権者、志願者その他關係者の請求があるとき、これを閲覧に供する。

第六條 教育公務員に採用せられたもの及び登録六ヶ月を経過したもの、若しくは志願を取消したものについて、その事由年月日を朱書して名簿から抹消する。

附則

この規則は昭和二十四年一月十二日から適用する。

様式第一号

公立學校何々（教育長、専門職員）採用志願書

00809

00800

00810

11200

本館地  
現住所

氏名  
年月日生

- 一、學校種類
- 二、職 種
- 三、希望校名

第一希望  
第二希望

右の通り教育公務員に採用せられたく志願する。

年 月 日

右 氏 名 印

鳥取縣教育委員會宛

(表紙)

昭和何年何月起

何學校何々採用志願者名簿

鳥取縣教育委員會

鳥取縣公報

第一千九百八十三號 昭和二十四年二月八日

(第三種郵便物認可)

七

(登録用紙)

番 号	登錄 年月日	免 許 氏 名	性 別	生 年 月 日	住 所	現 職 種 別	健 康 種 別	希望 採用 學校 名	採用 年月 日	備 考

### 教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第十号  
教職員採用審査を次のように実施する。

昭和二十四年二月八日

鳥取縣教育委員會

記

昭和廿四年二月廿六日 鳥取縣教育委員會事務局  
同 二月廿八日 西伯地方事務所